

山口県訪問介護事業所連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、山口県訪問介護事業所連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、老人、身体障害者及び心身障害児（者）並びに難病患者等ホームヘルパー相互の連携を密にすると共に、資質の向上と地位向上に努め、訪問介護事業の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、山口県内訪問介護事業所等をもって構成する。ただし、個人会員としての加入は妨げない。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 資質向上のための研修会、講習会等の情報提供
- (2) 会員相互間のブロック交流事業の推進
- (3) 各関係機関、団体との連携
- (4) その他、必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 理事 9名以内（代表、副代表を含む。）
- (4) 監事 2名

(ブロック)

第7条 本会に別表1の構成市町を持って、3ブロックを設置する。ただし、ブロックの合併や再編成等は会員状況により適宜変更できるものとする。

(ブロック代表及び役員を選任)

第8条 各ブロックは、ブロックごとに代表（以下、「ブロック代表」という。）を別表の役員選出人数に応じて選出するものとする。

- 2 次のブロック代表の選出にあたっては、現ブロック代表がブロック内の調整を行うものとする。
- 3 ブロック代表が本会の役員を務める。
- 4 代表、副代表、監事はブロック代表の中から互選とする。

(ブロック代表及び役員の任期)

第9条 ブロック代表及び役員は、それぞれ2年とする。ただし、補欠ブロック代表

及び役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 ブロック代表及び役員は、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、代表が指名した順にその職務を代理する。

3 代表、副代表、理事は、会務の企画並びに運営につき協議にあたる。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とし、代表が召集する。

2 総会及び役員会に議長を置き、総会の議長はその都度選任し、役員会の議長は代表がこれを行う。

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は会員をもって構成し、会員の過半数の出席がなければ総会を開き、議決を行うことができない。(委任状出席を含む。)

2 総会は年1回、開催する。ただし、代表が必要と認めたとき又は会員の3分の2以上から総会の招集を請求された場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は本会の最高議決機関であって、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 会則の改廃に関する事項

(4) 役員を選任に関する事項

(5) その他、代表が必要と認める事項

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成し、役員過半数の出席がなければ役員会を開き、議決を行うことができない。

2 役員会は年2回開催する。ただし、代表が認めたとき又は役員3分の2以上から役員会の招集を請求された場合は、臨時に開催することができる。

3 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 会則の改廃に関する事項

(4) 役員互選に関する事項

(5) その他、代表が必要と認める事項

(経費)

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費、助成金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、別に定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(職員)

第16条 本会に、職員を置く。

2 職員は、本会の事務を処理する。

(その他)

第17条 本会の運営に関し必要な事項は、この会則に定めるほか、別にこれを定めることができる。

附 則

山口県家庭奉仕員連絡協議会会則(昭和53年7月1日)は、廃止する。

附 則

この会則は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年2月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年12月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月27日から施行する。

【別 表】

	ブロック	構成市町	役員選出人数
1	西部ブロック	下関市、宇部市、長門市 美祢市、山陽小野田市	2名以上
2	中部ブロック	山口市、萩市 防府市、阿武町	2名以上
3	東部ブロック	下松市、岩国市、光市 柳井市、周南市、 周防大島町、和木町 上関町、田布施町、平生町	2名以上

山口県訪問介護事業所連絡協議会 会費規程

1 会則第14条第2項に定める会費額は、次のとおりとする。なお、年度途中の加入についても、次の会費額を適用する。

(1) 会員 …………… 年会費 15,000円 (全国会費含む)

(2) 賛助会員 …………… 一口 20,000円

2 会費納入は原則振込みとし、下記口座へ納入するものとする。

振込先：山口銀行 県庁内支店

口座番号：(普) 63117

口座名義：山口県訪問介護事業所連絡協議会

3 退会について、年度途中で脱退及び変更が生じた場合について、会費額の返金や会員名簿の変更はしないこととする。

附 則

この規程は平成12年12月9日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。